

声明

吉田

私共は、エイズ予防法案の内容に關し、かねてより、公衆衛生や人権その他の觀点上深い危惧を有しその旨意見を述べてきました。聞くところによれば、国会においては、法案内容の本格的審議がようやく軌道に乗る状況になつたとのことであります。私共は今春以来、継続的に研究会を開き、よりよき法案の検討を行なつてきましたが、この度一応の結論に至りましたので、今後の国会における審議の参考に役立てていただくため、ここに発表する次第です。

一九八八年一〇月一八日

社団法人自由人権協会代表理事

横浜国立大学教授（民事法）

山 田 卓 生

帝京大学教授（公衆衛生学）

大 井 玄

都立駒込病院医師（感染症科）

根 岸 昌 功

法政大学教授（憲法）

江 橋 崇

全国ヘモフィリア友の会会長代行（弁護士）

保 田 行 雄

社団法人自由人権協会理事（弁護士）

庭 山 正一郎

右同エイズと人権小委員会（弁護士）

遠 藤 直 哉

右同エイズと人権小委員会（弁護士）

森 田 明

# 疾病サーベイランスの 適正を確保する法要綱

この要綱は、疾病の存在、分布等を正確に把握し、原因解明および予防と治療に役立てるための調査を適正に行ない、かつ、これによるプライバシー侵害を防止することを目的とする。

## 二 定 義

- 1 この要綱において、「疾病サーベイランス」とは、集団を対象として、前項の目的を達成するために、国、又は地方公共団体が行なう調査をいう。
- 2 この要綱において、「事業主体」とは、疾病サーベイランスを実施する国又は地方公共団体の機関をいう。
- 3 この要綱において、「報告」とは、疾病サーベイランス実施のために、医療

## 事業主体

機関が~~サーベイランス審査委員会~~に提出する報告をいう。

## 三 サーベイランス審査委員会

- 1 疾病サーベイランスの適正を期するために、サーベイランス審査委員会を設置する。
- 2 サーベイランス審査委員会の委員は、両議院の同意をえて内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員長および委員は独立してその職務を行なう。  
〔サーベイランス審査委員会は、医師、患者、被調査者の立場を代表する者、法律家、等各界の立場の委員で構成されるものとする。〕

## 四 疾病サーベイランスの届出

- 1 事業主体が疾病サーベイランスを実施しようとするときは、あらかじめサーベイランス審査委員会に次の事項を届出なければならない。  
(一) 目的

## 対象疾病

対象とする医療機関あるいは対象とする人の範囲

## 報告を求める項目

### 集計方法

データの安全確保、プライバシー保護のための方策

### 疾病サーベイランス事業の責任者

その他サーベイランス審査委員会が求める事項

2 サーベイランス審査委員会は、前項の届出の内容を審査し、疾病サーベイランスの適正な実施及びプライバシー保護の見地から不適切と認められる場合は中止を命ずることができる。また、改善を要する点があれば、改善の上再届出をすることを求めるものとする。

委員会の適正な運用を図るため、次の点についてさらに検討の必要がある。

- ① 疾病サーベイランス計画の是非の判断を委員会に委ねるのではなく、一般市民あるいは対象となる者からの異議申立もしくは意見陳述の機会を保障する。
  - ② 疾病サーベイランスの計画を公示後、一定期間を定めて意見書の提出を募る。
  - ③ サーベイランス審査委員会は、疾病サーベイランス計画の審査に必要と認める場合は公聴会を開くことができる。
  - ④ 疾病サーベイランス計画がプライバシー等基本的人権を侵害されるおそれがある者は、計画の変更もしくは中止をサーベイランス審査委員会に申し立てができる。
- 3 前項により改善を求めたにもかかわらず改善がされない場合、事業主体は疾病サーベイランスを実施してはならない。
- 4 住所・氏名等個人を識別しうる事項は報告を求める項目としてはならない。

5 事業主体が、対象者から情報を直接収集する場合には、匿名調査としなければならない。この場合、検査等調査にかかる費用は事業主体が負担するものとする。

6 事業主体は、届出をした内容に従つて疾病サーベイランスを実施しなければならない。届出内容に反する行為が行なわれたときは、サーベイランス審査委員会は、事業主体に対し当該事業の中止を命ずることができる。

## 五 プライバシーの保護

- 1 サーベイランス審査委員会は、事業主体の届出の内容をその都度公示する。
- 2 事業主体は、医療機関からの報告を他人もしくは他の機関に知らせてはならない。また、届出た目的以外の目的のために使用してはならない。
- 3 事業主体は、疾病サーベイランスの集計結果をサーベイランス審査委員会の審査を経た上で公表しなければならない。サーベイランス審査委員会は、必要と認める場合は、集計の基礎となつた報告の審査をすることができる。

## 六 医療機関の協力義務

この要綱に定める手続きに従つて実施される疾病サーベイランスについては、対象となる医療機関はこれに協力しなければならない。

## 七 守秘義務

疾病サーベイランスに携わる者及びサーベイランス審査委員会の委員は、職務上知り得た他人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 八 民間機関等による疾病サーベイランス

- 1 国と地方公共団体以外のもの（大学、学会等）が行なうサーベイランスについてもサーベイランス審査委員会に届出ができる。この届出を受けた場合、サーベイランス審査委員会は、届出の内容を公示する。
- 2 右の届出がない場合であつても、プライバシー侵害のおそれがあるなど適正でない疾病サーベイランスがなされている疑いがあるときは、サーベイランス審査委員会は当該実施者に対し、疾病サーベイランスについての報告を求め、

必要な場合は是正を勧告することができる。

- 3 国又は地方公共団体が、その財政の一定額以上を支出しているものが行なう  
疾病サーベイランスについては、この要綱を適用する。

## 九 罰 則

- 1 第七項記載の守秘義務に違反した者および疾病サーベイランスに際して、報  
告を目的外に使用し、もしくは虚偽の集計を作成した者は刑事罰に処する。
- 2 届出内容に違反して疾病サーベイランスが行なわれた場合、第四項 1 (七) 記載  
の責任者は刑事罰に処する。

## 一〇 損害賠償

個人の秘密に関する事項が疾病サーベイランスに際して公にされた場合、その  
個人は事業主体に対し、予め定める一定額以上の損害賠償を求めることができ  
る。

# 性行為感染症予防法案

## (目的)

第一条 この法律は、性行為感染症の予防及び性行為感染症の病原体に感染している者（以下、「感染者」という）に対する適正な医療の普及ならびに人権擁護を図ることにより、もって性行為感染症の蔓延を防止し、社会的啓発と公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、政令に定めるところにより、国に性行為感染症予防委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

## (国および地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、常に、性行為感染症の予防につとめるとともに、性行為感染症に関する正しい知識の普及を図らねばならない。

2 国は、前項に定めるもののほか、性行為感染症に関する情報の収集及び研究の推

進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の施策を講ずるに当たっては、性行為感染者の人権が保護されかつ伸長されるよう留意しなければならない。

## (国民の責務)

第三条 国民は、性行為感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うように努めるとともに、性行為感染症にかかったときは、速やかに医師の治療を受けなければならぬ。

## (医師の責務)

第四条 医師は、前二条に規定する国及び地方公共団体並びに国民の責務の達成に協力し、性行為感染症の治療及び予防に努めなければならない。

## (定義)

第五条 この法律で「性行為感染症」とは、政令に定めるところによる。

## (匿名無料検査の実施)

第六条 国及び地方公共団体は、政令で定めるところにより、性行為感性症に感染しているか否かの検査を希望する全ての者に対し匿名かつ無料で提供する義務を負う。

(医師の指示及び報告)

第七条 医師は、感染者であると診断したときは、当該感染者又はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下、同じ。)に対し、性行為感染症の治療及び伝染の防止に關し必要な指示を行ない、一月以内に、文書をもって、当該感染者の年齢及び性別、当該感染者が性行為感染症の病原体に感染したと認められる原因その他委員会で定める事項を委員会に報告しなければならない。

(医師の通報)

第八条 医師は、その診断に係る感染者に性行為感染症の病原体を感染させたと認められる者が売いん常習の疑いの著しい者であるときは、その旨並びにその者の氏名及び居住地その他委員会で定める事項を委員会に通報することができる。

(委員会の健康診断の勧告等)

第九条 委員会は、感染者であると疑うに足りる正当な理由のある者が売いん常習の疑いの著しい者であるときは、その者に対して、期限を定めて、感染者であるかどうかに関する医師の健康診断を受けるべきこと及びその結果を報告することを勧告することができる。

2 委員会は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、感染者であるかどうかに関する委員会の指定する医師の健康診断を受けるべきことを命ずることができる。

(委員会の指示等)

第十条 委員会は、前条に規定する健康診断により感染者であると確認された者はその保護者に対して、医師の治療を受け、又は受けさせることを命ずること及び伝染の防止に關し必要な指示を行うことができる。

(病院又は診療所の設置)

第十一條 都道府県又は市町村（特別区を含む。以下、同じ。）は、政令の定めるところにより、性行為感染症の診療を行うために、病院又は診療所を設置することができる。

2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、一定の期間を限り、適當と認める公私立の病院又は診療所を、前項の規定による病院又は診療所に代用することができる。

（都道府県が支弁すべき費用）

第十二条 左に掲げる費用は都道府県がこれを支弁する。

- 一 第八条の健康診断に要する費用
- 二 第九条の治療に要する費用
- 三 都道府県の設置する病院若しくは診療所又は都道府県の代用病院若しくは代用診療所に要する費用

（市町村が支弁すべき費用）

第十三条 市町村の設置する病院若しくは診療所又は市町村の代用病院若しくは代用診療所に要する費用はその市町村がこれを支弁する。

（国庫の負担）

第十四条 国庫は、第六条、第十二条各号及び前条の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一（保健所にあわせて設置された診療所に要する費用については、三分の一）を負担する。

（国庫の補助）

第十五条 国庫は、都道府県の性行為感染症の治療及び予防に関する知識の普及のために支出する費用に対して、政令の定めるところにより予算の範囲内においてその二分の一以内を補助する。

（訴についての教示等）

第十六条 委員会は、第九条の規定による処分をするときは、その処分を受ける者に對して、当該処分の取消の訴えを提起することができる旨を告げなければならぬ

い。

2 第九条の規定により健康診断を実施されようとした者は、これに関する不服の訴え提起することができる。

(感染者の売いんに対する罰則)

第十七条 伝染の虞がある性行為感染症にかかっている者が、売いんをしたときは、これを二年以下の懲役又は一円以下の罰金に処する。

(売いんのあつ旋等に対する罰則)

第十八条 売いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売いんをする者につき、その者が伝染の虞がある性行為感染症にかかっていることを知っていたときは、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 売いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売いんをする者につき、その者が伝染の虞がある性行為感染症にかかっていることを、過失によつて知らなかつたときも、また同様である。

(罰則)

第十九条 医師が、感染者であるかどうかに関する健康診断又は性行為感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第八条の規定による通報の受理、第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令、第十条の規定による命令・指示に関する事務に従事した者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 職務上前項の秘密を知り得た他の者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、第一項と同様とする。

第二十条 感染者であるとの人の秘密を業務上知り得た者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による指示若しくは報告をしなかつた者
- 二 第九条第二項の規定による命令及び第十条による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(性病予防法の廃止)

第二条 性病予防法（昭和二十三年法律第一六七号）は、これを廃止する。

(旧法による診療所等に関する経過規定)

第三条 性病予防法第十六条第一項の規定により設置された病院又は診療所及び同条第二項の規定による代用病院又は代用診療所で、この法律施行の際現に存するものは、これを第十条の規定による病院又は診療所及び代用病院又は代用診療所とみなす。

(旧法による治療等に関する経過規定)

第四条 この法律施行の際、性病予防法第十五条の規定により治療を受け若しくは病院又は診療所に入院している患者及びその扶養義務者に対して同法第十五条第三項の規定による措置が採られていたときは、この法律施行後もなお同措置を継続する。

(旧法の違反行為に対する罰則に関する経過規定)

第五条 この法律施行前になした性病予防法の違反行為の処罰については、なお、従前の例による。

## 提 案 の 概 要 (八八・一〇・一八)

一 プライバシー保護を全うしつつ疾病サーベイランスができる仕組を制度化する。

1 疾病サーベイランスの重要性は、既に厚生省が昭和五六年から感染症サーベイランスを事業化しているところからも、明らかであり、今後、益々その重要性は増大するものと思われる。

2 しかし、国民の疾病サーベイランスに対する理解は不充分である。その理由の一つは、サーベイランスに際して、個人の秘密情報がどの範囲で収集されるのかについて一般的な基準がなく、情報管理のシステムも制度化されていないため、プライバシーの侵害等の不測の事態について、国民に警戒心が存するところにある。その一方、エイズにおける神戸や大阪の事例等からわかるように、サーベイランスを実施する側およびその担当者にプライバシー保護に関する充分な理解が存するか否かについて、必ずしも楽観できない。

3 そこで、右に述べた点を念頭におき、次の仕組みを提案する。

(一) サーベイランスの適正を期するためにサーベイランス審査委員会を設置する。

- ① サーベイランスは医療上の観点と同時に個人情報保護の観点もあるため、委員会は内閣総理大臣の任命とし、独立性を強くする。
- ② 委員は、医療の専門家のみでなく市民の代表等多様な分野から人選する。
- ③ 国・地方公共団体が行なうサーベイランスは必ず委員会にその計画を届出て審査を受ける。

民間が行なうサーベイランスも、委員会の審査を受けることができる。このことにより国民の当該サーベイランスに対する信頼を増すことができる。

個人を識別しうる情報はサーベイランスに必要ないことを明示する。

(三) (二) 審査委員会に提出されたサーベイランスの結果の概要を公表する。

情報を提供した医療機関にとつても或は国民にとつても、当該疾病に関する

る共通の認識を形成することがで重要である。また公表する義務の存在は、サーベイランスを適正に実施する担保となりうる。

(四) 関係者に守秘義務を課しかつ守秘義務に違反したものに対する刑事罰を与える。

(五) 万一、個人情報が漏洩したときには、事業主体に一定額以上の損害賠償義務を負わせる。

二 エイズ予防法は単独立法とせず、性行為感染症全般を対象にする予防法を立法し、性病予防法を廃止する。

1 エイズ予防法の単独立法は、エイズ患者に対する差別感を助長させる結果につながる。しかも、時代遅れの強権的な性病予防法をそのまま放置すると、同法との整合性も保てず、法体系上も問題が残る。

2 性行為感染症という概念は国際的に確立されたものであり、性行為感染症には、エイズや性病予防法の対象になっている以外のもので公衆衛生上重要なもの

もあり、こうした疾病も法体系上取り入れないとバランスを失する。

3 そこで、この際、時代遅れの性病予防法を廃止し、新たに性行為感染症予防法を立法する。

この立法の目的は、性行為感染症の感染者をたんに監視の対象にするのではなく、感染者の自己管理を促し、積極的に人権を擁護することにより、感染者の受診を助長してサーベイランスの実をあげ結果的に二次感染を防止することを目的とする。

右の目的を達成するため、次の制度を提案する。

(一) 国に性行為感染症委員会を設置し、行政は直接に感染者に介入しない。委員会は医療関係者のほかに法律家や市民の代表者などが参加する。

委員会は、広く人権擁護のため必要な活動や、疾病に関する社会的啓発、PR等行なう。

委員の人選、職務の独立性についてはサーベイランス審査委員会と同様とす

る。

(二) 希望者が無料かつ匿名の検査を受けられるようにする。

(三) 医師のもとで自らが受診するものは、その氏名等識別情報がいかななる場合であつても行政等へ通報されることはない。

(四) 医師のもとで受診した者が売いん常習者から感染させられたと判断できる場合に限り、当該医師は売いん常習者の存在を委員会に通報できる。従つて、感染者が売いん常習者でなければたとえ性的にアクティブな者であつても、氏名が通報されることはない。また、委員会は売いん常習者に対してのみ受診勧告等の指示ができる。これにより、市民が或る日突然に行政（私共の提案では委員会）から、受診勧告を受けたり質問されたりすることがおこりえないことになる。

(五) 関係者に守秘義務を課し、違反したときの刑事罰を定める。

4 エイズ予防法案の最大の問題点のひとつは、感染者が受診を回避して地下にもぐつてしまうのではないか、という点であるが、匿名検査の実施、氏名が通報されない保障することによりこの点を解決できる。

また、国民全てに対し行政が直接介入して、強権的措置をとりうることによる人権侵害の危険性があまりにも強すぎる点も最大の懸念であったが、強権的措置の対象を売いん常習者に限定し、かつ行政が直接行使するのではなく、委員会の措置に委ねることにより人権侵害の程度・範囲は比較的合理的になると思われる。

連絡先

〒104 東京都中央区京橋一丁目六番八号  
日住金京橋ビル二階

東京八重洲法律事務所

電話(代表)番号一一一〇一

弁護士 庭山正一郎